

宮城県公報

発行

宮城県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目次

告示

ページ

○生活保護法による指定介護機関の指定	（社会福祉課）	一
○生活保護法による指定介護機関の廃止の届出	（同）	三
○生活保護法による指定介護機関の変更の届出	（同）	三
○生活保護法による指定介護機関の休止の届出	（同）	三
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出	（障害福祉課）	四
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定	（同）	四
○障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の指定	（同）	四
○保安林の指定	（森林整備課）	五
○漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意成立	（水産業振興課）	五
○都市計画決定の図書の写しの縦覧	（都市計画課）	五
○土地改良区役員の退任の届出	（北部地方振興事務所）	五
公 告		
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	（河川課）	五
○開発行為に関する工事の完了	（建築宅地課）	七
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	（教育庁高校教育課）	七
選挙管理委員会		
○地方自治法に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数		八
○地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数		八
監査委員		
○行政監査の結果の公表		九

告示

○宮城県告示第百五十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

平成二十五年三月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 通所介護

二 居宅介護支援事業			
事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地
新第二桜日和	大崎市古川塚目字北原三番地一	プロンプター甲斐有限公司	大崎市古川飯川字要害六百四十九
事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地
おやまデイサービスセンター	角田市尾山字荒町六十五番地一	株式会社介護サポート	角田市尾山字荒町六十五番地一
指定年月日			平成二十五年二月六日
三 介護予防通所介護			
事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地
デイサービスとやけの空	石巻市南境字妙見十九	株式会社とやけの森	石巻市北境字トヤケ森十九番地
おやまデイサービスセンター	角田市尾山字荒町六十五番地一	株式会社介護サポート	角田市尾山字荒町六十五番地一
あんディ・スポーツ	登米市迫町佐沼字中江五丁目十一・十七	株式会社ネオビジョン	神奈川県相模原市中央区名塩田三・二・四十七
指定年月日			平成二十五年二月六日
四 介護予防訪問リハビリテーション			
事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地
介護老人保健施設夢の楽園高森口マンホーム	栗原市築館字下高森百二十四番地の一	医療法人社団畑山医院	栗原市築館伊豆四丁目三番地四十号
指定年月日			平成二十四年八月十七日
五 介護予防通所リハビリテーション			
事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地
介護老人保健施設夢の楽園高森口マンホーム	栗原市築館字下高森百二十四番地の一	医療法人社団畑山医院	栗原市築館伊豆四丁目三番地四十号
指定年月日			平成二十四年八月十七日
六 介護予防短期入所療養介護			
事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地
介護老人保健施設夢の楽園高森口マンホーム	栗原市築館字下高森百二十四番地の一	医療法人社団畑山医院	栗原市築館伊豆四丁目三番地四十号
指定年月日			平成二十四年八月十七日

事業所の名称 介護老人保健施設夢の楽園高森口マンホーム	事業所の所在地 栗原市築館字下高森百二十四番地の一	申請者の名称 医療法人社団畑山医院	申請者の所在地 栗原市築館伊豆四丁目三番地四十号	指定年月日 平成二十四年八月十七日
--------------------------------	------------------------------	----------------------	-----------------------------	----------------------

○宮城県告示第百五十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により指定した指定介護機関から、次のとおり廃止した旨届出があった。

平成二十五年三月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所の名称 セントケアアけせんぬま	事業所の所在地 気仙沼市田中前四丁目四番地八	開設者の名称 セントケア宮城株式会社	介護サービスの種類 居宅介護支援	廃止年月日 平成二十五年一月三十一日
-----------------------	---------------------------	-----------------------	---------------------	-----------------------

○宮城県告示第百五十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により指定した指定介護機関から、次のとおり変更した旨届出があった。

平成二十五年三月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所の名称 ハック訪問介護ステーション	事業所の所在地 気仙沼市魚市場一番一号三階 気仙沼市上田中二丁目六番地四	開設者の名称 株式会社ハック	開設者の所在地 気仙沼市上田中二丁目六番地四	変更年月日 平成二十四年十一月十二日
新 旧	新 旧	新 旧	新 旧	新 旧
財団法人宮城厚生協会古川民生病院	大崎市古川駅東二・十一・十四	財団法人宮城厚生協会	多賀城市下馬二丁目十三番七号	平成二十五年一月四日
新	旧	新	旧	新
公益財団法人宮城厚生協会古川民生病院	大崎市古川駅東二・十一・十四	公益財団法人宮城厚生協会	多賀城市下馬二丁目十三番七号	平成二十五年一月四日

新	旧	新	旧
公益財団法人宮城厚生協会ヘルパス ヘルパス ヘルパス	財団法人宮城厚生協会ヘルパス ヘルパス	公益財団法人宮城厚生協会訪問看護ステーションあゆみ	財団法人宮城厚生協会訪問看護ステーションあゆみ
大崎市古川駅東二・十二・十八		大崎市古川駅東二・十二・十八	
会	会	会	会
多賀城市下馬二丁目十三番七号	多賀城市下馬二丁目十三番七号	多賀城市下馬二丁目十三番七号	多賀城市下馬二丁目十三番七号
平成二十五年二月一日	平成二十五年二月一日	平成二十五年一月四日	平成二十五年一月四日

○宮城県告示第百五十八号
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により指定した指定介護機関から、次のとおり休止した旨届出があった。
平成二十五年三月八日
宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所の名称	事業所の所在地	開設者の名称	介護サービスの種類	休止年月日
おんべこケアプランセンター	遠田郡美里町北浦字蛇沼四番地の一	株式会社アルカディア	居宅介護支援事業	平成二十五年二月一日

○宮城県告示第百五十九号
障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。
平成二十五年三月八日
宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止した指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
○四二〇二〇〇六九五	アトリエみなと 石巻市湊字鳥井崎一・八	就労継続支援B型	社会福祉法人石巻祥心会	平成二十五年三月三十一日

○宮城県告示第百六十号
児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通

所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十四の規定により告示する。
平成二十五年三月八日
宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害児通所支援の種類	設置者名	指定年月日
○四五二六〇〇三二四	多機能サポートランドさわおとの森放課後等デイサービスくるみクラブ 宮城県利府町沢乙字欠下東十八番一	放課後等デイサービス	特定非営利活動法人さわおとの森	平成二十五年四月一日

○宮城県告示第百六十一号
障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。
平成二十五年三月八日

事業所番号	施設の名称及び所在地	施設障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四二一五〇〇三〇九	指定障害者支援施設 大崎太陽の村 大崎市岩出山下野目の一 字南山百七十九番地	生活介護	社会福祉法人 聖心会	平成二十五年 四月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年三月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林の所在場所

宮城県松島町手樽字茨崎一九の二、二二の二、二二の五

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係るものは次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（次のとおり）は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び松島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第百六十三号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、雄勝町雄勝湾加入区について、同法第百二十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

平成二十五年三月八日

○宮城県告示第百六十四号

塩竈市から仙塩広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年三月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画土地区画整理事業

2 名称 塩竈市藤倉二丁目地区被災市街地復興土地区画整理事業

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第百六十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、旧迫川右岸土地改良区役員の退任について、次のとおり届出があった。

平成二十五年三月八日

宮城県北部地方振興事務所

所長 吉 田 祐 幸

退任した者

退任年月日	氏 名	住 所	役職名
平成二十五年一月三十一日	相 澤 秀 一	大崎市田尻大貫字宿下屋敷五十番地	監 事

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十五年三月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 河川流域情報システム保守点検業務委託

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 契約期間 平成二十五年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

4 履行場所 仙台市青葉区本町地内 外
二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時まで物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十四年度以降に、国、都道府県又は政令指定都市及び特殊法人が発注した、河川流域情報システム設備(情報提供系サーバー)の工事又は保守に係る業務契約を元請けとして締結し、履行した実績を有すること。

4 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第一条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

5 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第一条によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

7 公告の日から開札の日までの間に宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

8 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは、入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及

び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)第一条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

三 入札書の提出場所等

1 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県土木部河川課調整班(担当 松戸 信明 電話〇二二・二二一・三二七)

2 入札書の提出期限等

(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札する場合

入札の期間 平成二十五年三月二十二日(金)午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

入札書の提出期限等 平成二十五年三月二十二日(金)午後五時まで(郵送による場合は入札に係る調達案件の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きの上、簡易書留郵便にて提出期限までに到達すること。)

ただし、入札書を持参する場合は、3の開札の日時及び場所へ提出できるものとする。

3 開札の日時及び場所
平成二十五年三月二十五日(月)午後二時
宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎八階土木部河川課内
入札者に求められる義務

4 入札者に求められる義務
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより必要書類を平成二十五年三月十五日(金)午後五時までに1の場所に提出すること。
ただし、郵送による場合は、平成二十五年三月十五日(金)午後五時までに1の場所に到達すること。

なお、提出された書類は、返却しない。

四 入札に参加することができない者
二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条、第九十八条、第一百三条及び第一百四条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十五号)第二条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札は無効とする。

4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する金額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 この入札に係る調達案件は、地方自治法及び同法施行令に基づき条例で定められた長期継続契約対象業務として複数年度にわたる履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。

10 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Item(s)/Service(s) Required : Maintenance and inspection service of river basin information system

2 Period of Contract : April 1, 2013 to March 31, 2016

3 Place and Deadline to Submit Bid : March 15, 2013, 5 : 15 p.m., Rivers Division, Public Works Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan

4 Place and Time of Bid Selection : March 22, 2013, 2 : 00 p.m., Rivers Division, Public Works Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan

5 Contact Information : Nobuaki Matsuo, Rivers Division, Public Works Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan TEL.: 022-211-3171 FAX: 022-211-3197 E-mail : kasen-ti@pref.miyagi.jp

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十五年三月八日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称	宮城県知事 村 井 嘉 浩
二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)	多賀城市浮島字西沢十九番二及び二十一番地 多賀城市浮島字西沢二十一番地 志賀 孝一

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十五年三月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る特定役務の名称及び数量

1 宮城県立高等学校教育用コンピューター機器賃貸借

(一) 県南・仙台南地区 一式

(二) 仙台北地区 一式

(三) 県北地区 一式

2 宮城県立高等学校電子計算組織賃貸借 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁高校教育課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十五年二月二十五日

四 落札者の名称及び所在地

1 一の1の(一)の調達案件 NTTファイナンス株式会社東北支店 仙台市青葉区国分町三丁目一番二号

2 一の1の(二)の調達案件 NTTファイナンス株式会社東北支店 仙台市青葉区国分町三丁目一番二号

3 一の1の(三)の調達案件 日通商事株式会社仙台支店 仙台市宮城野区苦竹三丁目一番一号

4 一の2の調達案件 富士通リース株式会社東北支店 仙台市青葉区一番町二丁目三番二十二号

五 落札金額

1 一の1の(一)の調達案件 五千五百二十六千円

2 一の1の(二)の調達案件 四千九百六十万二千円

3 一の1の(三)の調達案件 四千二百七十二万六千円

4 一の2の調達案件 六千七百八十四万八千円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十五年二月八日

選挙管理委員会

○宮選管告示第二十一号

平成二十五年三月二日現在における地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の五十分の一並びに第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して

得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成二十五年三月八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による五十分の一の数 三八、〇二五

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数 三三七、六五五

三 地方自治法第八十条第一項の規定による三分の一の数

青 葉 選 挙 区 七 八、五 九 三 岩 沼 選 挙 区 一 一、六 九 五

宮 城 野 選 挙 区 五 〇、一 八 四 登 米 選 挙 区 二 三、四 九 二

若 林 選 挙 区 三 五、三 〇 〇 栗 原 選 挙 区 二 一、〇 九 九

太 白 選 挙 区 六 〇、四 八 八 東 松 島 選 挙 区 一 〇、九 〇 五

泉 選 挙 区 五 八、一 九 四 大 崎 選 挙 区 三 七、〇 四 八

石 巻・牡 鹿 選 挙 区 四 四、一 七 五 柴 田 選 挙 区 二 三、〇 〇 五

塩 釜 選 挙 区 一 五、八 〇 七 亘 理 選 挙 区 一 三、二 三 四

気 仙 沼・本 吉 選 挙 区 二 三、五 六 二 宮 城 選 挙 区 一 三、六 五 二

白 石・刈 田 選 挙 区 一 四、四 一 一 黒 川 選 挙 区 二 三、五 三 七

名 取 選 挙 区 一 九、二 〇 九 加 美 選 挙 区 九、一 九 四

角 田・伊 具 選 挙 区 一 三、〇 七 五 遠 田 選 挙 区 一 一、九 九 二

多 賀 城・七 ヶ 浜 選 挙 区 二 一、九 〇 三

○宮選管告示第二十一号

平成二十五年三月二日現在における地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成二十五年三月八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊地光輝

三三七 六五五

監 査 委 員

○宮城県監査委員告示第17号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項の規定に基づき実施した「ホームページの管理・運営について」に係る監査結果を別冊のとおり公表する。

平成25年3月8日

宮城県監査委員	安	藤	俊	威
宮城県監査委員	菅	間		進
宮城県監査委員	遊	佐	勘左衛門	
宮城県監査委員	工	藤	鏡	子